

◆木造建築物の維持保全・維持管理について

木造建築物の維持保全・維持管理方法に関する資料や情報が十分に蓄積されていない現状を受け、「木造建築物の適切な維持・管理情報の提供事業委員会」では、令和5年度に既存建築物の事例調査や、耐久性確保のための留意点の整理などを進めてきました。そして、これらの情報を基に資料作成の検討を行いました。

その結果、令和6年10月には、建築物の木造化・木質化を検討する際に課題となる経年劣化や維持管理方法、コストなどについて、建築主向けの資料「中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫」を公表しました。また、設計者向けには「技術情報資料編」を作成し、木造建築物の設計や維持管理に必要な知識を提供しています。

資料 中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい

維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫



木造建築では、維持保全や維持管理の方法、必要なコストに対する懸念が多く見られます。しかし、建築物の性能を長期間維持するためには、初期の劣化対策を講じるだけでなく、維持管理体制を整え、適切な維持保全を実施することが不可欠です。

本資料では、木造化に取り組む際に特に懸念されがちな維持保全や維持管理に関する課題について、建築主が建築の検討や設計、発注時に知っておくべき留意点を整理しています。また、維持保全・管理コストの低減につながる設計上の工夫も解説しています。さらに、必要に応じて関連する技術情報を参照できるように構成されており、木造建築に関する理解を深め、計画の具体化に役立てることを目的としています。

対象とする木造建築物のイメージ

低層を含む4~5階建て程度の非住宅用途または共同住宅

○ 庁舎・オフィス・住宅の3件の事例を写真とともに解説

- 維持保全・維持管理の考え方について、目的を明確にした上で、建築基準法における維持保全計画に定める事項、概要と実施時期による分類、予防保全による効果など
- 中大規模木造建築物について、建築物のライフサイクルや躯体の耐久性、内装材および外装材の修繕・更新
- 躯体・内装材・外装材の木材利用部分に生じる変化や考え方、経年変化や腐食・蟻害について
- 中大規模木造建築物の維持保全コストを低減させる設計等の工夫
- 維持保全のための資料の整備と保管について
- 木材を利用した部位別の維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫について、分かりやすいチェックポイント一覧を加えて解説
- 木材を利用した場合のコストシミュレーション例
- 付録として、中大規模木造建築物を対象とした維持保全・維持管理の実施状況等ヒアリング調査の概括

資料 技術情報資料編

以下の技術情報を掲載

- 予防保全と事後保全の費用比較例
- 維持保全計画の策定に参考となる書籍
- 木材に生じる経年変化の強度への影響
- 木材に生じる腐朽と蟻害
- 耐久性の高い木材を用いる部分の考え方
- 中・長期修繕更新費用の算出
- 軒の出の寸法と壁面への作用雨量の関係
- 改善木材の認定・認証 ○ 木材の屋外用塗装の分類
- 木材保護塗料の再塗装の実施時期
- 加圧注入処理を施した木材の塗装対候性
- 水が切れやすい部材の取め方の例 ○ 結露水に対する対策

2つの資料は、こちらの二次元コードもしくは国土交通省HPよりご覧いただけます

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000103.html



刊行物のご案内（刊行物のお申込みはJBNホームページをご覧ください。）



マナーアップハンドブック【工事現場編】

手帳サイズ 32ページ

挨拶の基本から現場近隣への挨拶まわり、車の止め方、身だしなみ、言葉づかいなど現場マナーの基本をご紹介します。



中大規模施工管理マニュアル&講習会アーカイブ動画の紹介

A4版 87ページ（正会員専用ページの動画アーカイブにて動画および資料がご覧いただけます。）

JBNは国土交通省令和3年度環境・ストック活用推進事業の支援により、木造住宅を中心に事業展開する大工・工務店が新たに非住宅木造建築の分野に参入することを想定した、地域工務店向けの「中大規模木造建築物の施工管理マニュアル」を作成しております。PWAで整備されている「構造木工事監理マニュアル」と併せて利用することにより、非住宅建築に求められる安全で高品質な木造建築物が我々の手で確実に施工されることを期待しています。

JBNはさまざまなお相談（技術、法律、支援等）をお受けしております。

ホームページ（トップページの最下欄）のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。



【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:https://www.jbn-support.jp

JBN REPORT

全国工務店協会

12月号
Vol.98
2024



◆フリーランス法について

令和6年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されました。

近年では、働き方の多様化が進み、フリーランスが社会に普及していた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなどの問題を経験していることが明らかになっています。

本法は、フリーランスが安心して働ける環境の整備を図ることを目的としています。

■対象となる事業者

フリーランス

- ①個人であって、従業員を使用しないもの
- ②法人であって、一の代表者以外に役員がなく、かつ従業員を使用しないもの

発注業者

- フリーランスに業務委託をする事業者であり
- ①個人であって、従業員を使用するもの
 - ②法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの
 - ③フリーランスに業務委託をする事業者（フリーランスも含む）

■対象となる取引

事業者からフリーランスへの委託

■対象とならない取引

業務委託ではなく、単なる商品の販売行為（売買）である場合

※形式的には事業委託契約を締結しているものであっても、実質的に労働基準法の労働者と判断される場合、労働基準関連法令が適用され、本法は適用されません。

■対象となる取引の内容

本法の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者へ、給付に係る仕様、内容などを指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいいます。

- 物品の製造・加工委託
- 情報成果物（設計図など）の作成委託
- 業務（運送など）の提供委託

※本法の適用対象には、業種・業界の限定はありません。発注事業者からフリーランスへ委託するすべての業務が対象となります。

対象となるフリーランスとの業務委託において、本法により、いくつかの義務と禁止事項が定められています。違反行為があった場合には、フリーランスは公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に申し出ることができます。

行政機関は、その申し出の内容に応じて調査を行い、違反した場合、発注事業者は行政の調査を受けることになり、指導・助言や、必要な措置をとることを勧告され、勧告に従わない場合には、命令・企業名公表、さらに命令に従わない場合は罰金が科されます。

また、法違反なのかよくわからない場合などには、フリーランス・トラブル110番に相談することも可能です。

フリーランス法について詳しくは

こちらの二次元コードもしくは公正取引委員会のHPをご確認ください

https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html



フリーランス・トラブル110番

相談から解決まで、弁護士がワンストップでサポート

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

